

平成30年7月13日

東北電力株式会社女川原子力発電所  
執行役員所長 若林 利明 殿

女川原子力規制事務所  
統括原子力運転検査官 佐々木 正克

2号機ほう酸水注入ポンプ廻りドレンリム設置工事における  
水滴下に関する対応不備について（指導）

平成30年度第1回保安検査中に報告を受けた2号機ほう酸水注入ポンプ廻りドレンリム設置工事における水の滴下に関する対応不備に関しては、水張り試験時に階下への水滴下が確認されているにもかかわらず、当該事象が判定基準に含まれていないという理由から試験が合格となされ、不適合処置が不十分であった。

これは業務の計画に定められている要求事項の明確化、不適合管理に定められている不適合処理が不十分であったと考えられることから、下記について改善の対応を求めます。

#### 記

1. 試験目的に沿った判定基準の設定
2. 適切な不適合管理の実施
3. 同様の事象がないことの確認
4. 同事象（平成26年9月に発生した1号機非常用ディーゼル発電機（B）デイタンクからの軽油漏えい）の是正処置の確認
5. 確認、検討した結果について、当事務所への報告

以上